

### 【登録住宅一覧】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用の検索・閲覧サイト

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

### 【問合せ】

建設局建築部住宅政策課

TEL 048-829-1520 FAX 048-829-1982

## 母子生活支援施設

母子家庭の母が生活上の問題のため、児童の養育を十分にできない場合に、児童と一緒に生活できる施設です。世帯の自立を促進するため、母子支援員や少年指導員が母の援助、児童の養育などの援助を行います。

### 【対象】

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子およびその者の監護すべき児童

### 【費用】

所得に応じて一部負担あり

### 【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

## 6. 交流の場 ◆◆◆

### さいたま市母子寡婦福祉会（さいたま市苺の会）

「さいたま市母子寡婦福祉会」は、さいたま市にお住まいの父子家庭、母子家庭、寡婦の皆さんのために設立した会です。

#### 【主な活動内容】

- ・会員同士の交流、親睦を深めるためのレクリエーション事業の実施  
全体事業 5月：総会、8月：日帰りまたは1泊バスハイク、1月：見学&新年会  
このほか、東支部、南支部、北支部の3支部で活動があります。  
交流会、キャンプ、食育健康教室、クリスマス会、小中学校入学のお祝いなど
- ・埼玉県母子寡婦福祉連合会との連携  
研修、交流会、子育てセミナーなどへの参加やひとり親家庭のために必要な福祉制度の情報提供

### 【会費】

年会費600円(毎年度ごと)

### 【問合せ】

さいたま市母子寡婦福祉会事務局

TEL・FAX 048-878-6355

## さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)

地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進するため、NPO法人やボランティア団体などが、子どもの居場所づくりとして多世代交流会食を実施しています。

食事だけでなく、調理やあそび、会話を通して子どもたちをはじめ、参加者の交流を図る場となっています。

地域で食を通じてつながりませんか。

※さいたま市では、子どもの居場所づくりとして多世代交流会食に取り組む団体などに対し、当該事業の実施に要する経費の一部を補助しています。

### 【開催日時】

月に1回以上実施

### 【場所】

公民館や店舗など

### 【費用】

さいたま市内にお住まいの子ども(高校生まで)やボランティアの食事は、原則として無料です。

### 【問合せ】

子育て支援政策課 企画係

TEL 048-829-1909 FAX 048-829-1960

## シングルマザー等のためのグループ相談会「ママ・カフェ」

埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)では、月1回程度これからシングルマザーになる方およびシングルマザーを対象に、参加者同士による少人数グループの相談会を開催しています。

6か月以上小学校3年生までのお子様を対象に託児も行っています(要予約、有料)。

### 【開催日時】

6月～3月 月1回程度

詳細は、以下問合せ先に問い合わせいただくか、チラシかWith You さいたま HPをご覧ください。

### 【場所】

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野4F

※さいたま新都心駅徒歩5分、北与野駅徒歩6分

※利用者様用の駐車場はありません。

## 【問合せ】

埼玉県女性キャリアセンター

TEL 048-601-5810 FAX 048-601-5811

## 離婚を迷う女性のための「生き方セミナー」

埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)では、2月まで月1回離婚を迷う女性のためのセミナーを開催しています。

女性や家族をめぐる社会的な問題、離婚手続きの流れ、お金のこと、お子様のこと、シングルマザーの生活などについて学びます。

6か月以上小学校3年生までのお子様を対象に託児も行っています(要予約、有料)。

## 【開催日時】

6月～2月 月1回

詳細は、以下問合せ先に問い合わせいただくか、チラシかWith You さいたま HPをご覧ください。

## 【場所】

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野4F

※さいたま新都心駅徒歩5分、北与野駅徒歩6分

※利用者様用の駐車場はありません。

## 【問合せ】

埼玉県女性キャリアセンター

TEL 048-601-5810

## ■ 寡婦(父)控除のみなし適用を実施しています

税法上の寡婦(父)控除が適用されない未婚の母や父の方が、事業を利用する際の申出により、寡婦(父)控除を適用するものとみなして、制度の利用や給付額、徴収額を認定します。

詳しくは、ホームページ(<http://www.city.saitama.jp/002/003/005/p055331.html>)をご覧ください。

